

## 1. 用語解説

あ 行	一時保護	危険度の高さや加害者からの追求の有無等により、被害者の安全の確保のため、一時的に保護すること。
	医療保険に係る支援措置	被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、証明書を持って保険者に申し出ることにより、被保険者又は組合員の世帯に属する者から外れることができる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。
か 行	家庭児童相談室	家庭における児童の養育や発達等について相談、支援を行う機関。福祉事務所に設置されており、社会福祉主事と家庭相談員が配置され、児童相談所等とも連携を図っている。
	子どもSOS	平成22年度より三島市に設置している児童虐待・DV相談専用の無料電話。
さ 行	児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県や政令指定都市等に設置される、児童福祉の専門機関。児童に関する諸問題について、相談、判定、措置、指導および一時保護を行う。
	児童虐待防止推進月間	児童虐待防止等に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行っている。
	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法により制定された国家資格。身体上・精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に対して助言等の支援を行なう専門職。
	住民基本台帳の閲覧制限	被害者が、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、加害者が被害者の住所等を探索する目的で、被害者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがある場合に加害者等に対して、住民基本台帳の閲覧制限を行います。
	女性相談員（婦人相談員）	売春防止法第35条、DV防止法第4条に基づき、都道府県知事等に委嘱され、DVをはじめとした問題を抱える女性への相談支援等を幅広く行っている。

	女性に対する暴力をなくす運動期間	女性に対する暴力を根絶するため、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）までの2週間（11月12日～25日）を運動期間とし、全国的に広報や啓発活動を行っている。
た 行	地域包括支援センター	介護保険法に基づき、各市町村に設置されている。高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など様々なサービスを、包括的・継続的に提供していく必要があり、保健師や社会福祉士、ケアマネジャーなど専門職が連携して相談・対応にあっている。
	デートDV	交際相手との間に起こる暴力のこと。
な 行	二次被害	DV被害者が相談援助機関などの職務関係者から、DVへの知識不足による無理解により、配慮に欠けた言動を受け、更に深く傷ついてしまうこと。
	年金事務における支援措置	配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書により、避難をしているDV被害者が、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合の納付が免除になったり、基礎年金番号から加害者による追跡を防ぐために、基礎年金番号を変更することができる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。
は 行	配偶者暴力支援センター	DV防止法に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援等の業務を行っている。静岡県では県女性相談センターがその機能を果たしている。
	法テラス（日本司法支援センター）	総合法律支援法に基づき、設立された公的な法人で、法的なトラブルを抱えた人の解決への情報提供や経済的に余裕がない人への無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替えなどを行う民事法律扶助業務を行っている。
	保護命令	DV防止法により定められた被害者保護のため、地方裁判所が相手方（加害者）に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。

	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活相談や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することにより、母子家庭等の自立促進と生活の安定を図ることを目的としている。 県内に4ヶ所設置あり、近隣では沼津市に設置されている。
	母子家庭等自立支援給付金	母子家庭等の母又は父が就職に役立つ技能や資格の修得のために①県指定の各種講座を受講する場合に支給される自立支援教育訓練給付金と、②各種学校等の養成機関で2年以上修業する場合などに支給する高等職業訓練促進給付金がある。
	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために設けられたもの。修学資金をはじめ12種類の貸付資金がある。貸付金の種類や連帯保証人の有無により無利子または低利子で貸付される。
ま 行	三島市生活支援センター	平成27年4月より、生活困窮者自立支援法に基づき、生活全般にわたる困りごとの相談に応じる、自立相談支援機関が全国に設置されるようになった。 三島市では三島市生活支援センターという名称で設置している。
	三島市子どもを守る地域ネットワーク（三島市要保護児童対策地域協議会）	要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DV被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置している協議会。 自治会、民生委員児童委員協議会、学校、保育園、警察、行政など関係機関の連携強化を図っている。